

平成26年 9 月高浜市議会定例会会議録（第 5 号）

日 時 平成26年 9 月29日 午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

（日程追加）

- 日程第 1 議案第40号の訂正について
- 日程第 2 議案第40号 財産の取得について
- 議案第41号 市道路線の認定について
- 議案第42号 平成25年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第43号 財産の無償譲渡について
- 議案第44号 権利の放棄について
- 議案第45号 母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理について
- 議案第46号 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理について
- 議案第47号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第48号 高浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第49号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第50号 平成26年度高浜市一般会計補正予算（第 2 回）
- 議案第51号 平成26年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 回）
- 議案第52号 平成26年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）
- 議案第53号 平成26年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）
- 議案第54号 平成26年度高浜市水道事業会計補正予算（第 1 回）
- 議案第55号 平成26年度高浜市一般会計補正予算（第 3 回）
- 認定第 1 号 平成25年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 平成25年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 平成25年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 号 平成25年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成25年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成25年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成25年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成25年度高浜市水道事業会計決算認定について

陳情第4号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び
拡充を求める陳情

陳情第5号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

陳情第6号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

陳情第7号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市
町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情

日程第3 公共施設あり方検討特別委員会の報告について

日程第4 常任委員会の閉会中の継続調査申出事件の報告について

(日程追加)

日程第5 意見案第7号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び
拡充を求める意見書

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	長谷川 広 昌	2番	黒 川 美 克
3番	柳 沢 英 希	4番	浅 岡 保 夫
5番	柴 田 耕 一	6番	幸 前 信 雄
7番	杉 浦 辰 夫	8番	杉 浦 敏 和
9番	北 川 広 人	10番	鈴 木 勝 彦
11番	鷲 見 宗 重	12番	内 藤 とし子
13番	磯 貝 正 隆	14番	内 藤 皓 嗣
15番	小 嶋 克 文	16番	小野田 由紀子

欠席議員

な し

説明のため出席した者

市	長	吉 岡 初 浩
副	市 長	神 谷 坂 敏
教 育	長	岸 上 善 徳
企 画 部	長	加 藤 元 久

総合政策グループリーダー	木村 忠好
人事グループリーダー	野口 恒夫
総務部長	新美 龍二
行政グループリーダー	山本 時雄
行政グループ主幹	杉浦 嘉彦
財務グループリーダー	内田 徹
市民総合窓口センター長	大岡 英城
市民窓口グループリーダー	三井 まゆみ
市民生活グループリーダー	山下 浩二
税務グループリーダー	鵜殿 巖
福祉部長	神谷 美百合
地域福祉グループリーダー	杉浦 崇臣
介護保険・障がいグループリーダー	竹内 正夫
福祉まるごと相談グループリーダー	篠田 彰
生涯現役まちづくりグループリーダー	磯村 和志
保健福祉グループリーダー	加藤 一志
こども未来部長	中村 孝徳
こども育成グループリーダー	磯村 順司
文化スポーツグループリーダー	岡島 正明
都市政策部長	深谷 直弘
都市整備グループリーダー	田中 秀彦
企業支援グループリーダー	平山 昌秋
都市防災グループリーダー	芝田 啓二
上下水道グループリーダー	竹内 定
地域産業グループリーダー	杉浦 義人
会計管理者	橋本 貞二
学校経営グループリーダー	内藤 克己
監査委員事務局長	神谷 義直
代表監査委員	加藤 仁康

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	森野 隆
主査	内藤 修平

議事の経過

○議長（磯貝正隆） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力お願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（磯貝正隆） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。

ここで、本日9時より議会運営委員会が開催されましたので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、内藤皓嗣議員。

14番、内藤皓嗣議員。

〔議会運営委員長 内藤皓嗣 登壇〕

○議会運営委員長（内藤皓嗣） おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日9時より、委員全員出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

市長より議案第40号の訂正について申し出があり、この取り扱いについて検討いたしました結果、本日、日程に追加することと決定いたしました。

皆様方の御協力をお願い申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長 内藤皓嗣 降壇〕

○議長（磯貝正隆） お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（磯貝正隆） 日程第1 議案第40号の訂正についてを議題といたします。

議案第40号の訂正の理由の説明を求めます。

都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） おはようございます。

それでは、議案第40号の訂正について御説明いたします。

本件につきましては、買収の相手方である株式会社中埜酢店の代表取締役の訂正でございます。

長谷川研治現株式会社ミツカンホールディングス代表取締役社長を中埜和英現株式会社ミツカンホールディングス代表取締役会長兼株式会社中埜酢店代表取締役に訂正をさせていただくものでございます。

今回の訂正につきましては、交渉の過程から株式会社中埜酢店の代表者を誤解していたこと、加えて、議案書の内容は事前に株式会社中埜酢店に確認のために送付をいたしておりましたが、議案提出前の段階で当方からの最終の確認が不十分であったことが原因と受けとめております。

今後は、このようなことが再び起こらないよう、議案提出の審査に当たりましては、先入観を排除し、買収の相手方との調整を密に行い、慎重を期すために必ず複数の職員により厳しくチェックするとともに、関係機関とも密接に連携を図りながら事務を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

なお、議案参考資料の2ページも同様の訂正をお願いいたします。

何とぞ御理解の上、御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（磯貝正隆） お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第40号の訂正について、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 御異議なしと認めます。よって、議案第40号の訂正は承認することに決定いたしました。

○議長（磯貝正隆） 日程第2 常任委員会並びに決算特別委員会の付託案件を議題とし、付託案件について、各委員長の審査結果の報告を求めます。

まず、総務建設委員長、柴田耕一議員。

5番、柴田耕一議員。

〔総務建設委員長 柴田耕一 登壇〕

○総務建設委員長（柴田耕一） おはようございます。

御指名をいただきましたので、総務建設委員会の御報告をさせていただきます。

去る9月18日午前10時より、委員全員と市長初め関係職員出席のもと、付託された議案6件について審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告を申し上げます。

議案第40号 財産の取得について、委員より、決算委員会で第40号の関連質問として当地区の服部新田排水区の現況調査検討業務委託結果について説明されていたが、取得に関係すると思うので、再度の説明をとの問いに、今回取得した区域には、服部新田排水区の下水道雨水計画があり、ポンプによる全量強制排水方法と調整池とポンプを組み合わせた排水方法と比較検討したが、建設費が高い、必要な用地の確保、施工性、建設機材の搬入、流入渠、放流渠、海岸保全区域指定、臨海鉄道の高架等の考慮、それと、現在、県において施工中である海岸堤防の補強工事等いろいろ難しい面を加味すると、現下水道計画のミツカン工場の北側、ここでの強制排水方法がいいということで、下水道計画では検討させていただいているとの答弁でした。

同委員より、近年、ゲリラ豪雨等が多く、なかなか排水が間に合いにくい状況を管理されてい

る方から聞いているので、雨水計画が早く進むようにとの問いに、下水道事業で行うのか、他の事業で行うのかという選択もあるので、検討していきたいとの答弁でした。

他の委員より、この地域は今後どれくらいの被害を想定した対策の考え方はとの問いに、被害予測は想定していないが、ポンプ場計画がある用地であり、過去に芳川町四丁目付近の一部で床下浸水、道路冠水等が起きていることから、遊水地を購入することにより、少しでも安全性の確保を図っていきたいとの答弁でした。

他の委員より、3カ所でそれぞれ価格が違う経緯等はとの問いに、3カ所とも不動産鑑定士にて土地の鑑定を行っている。鑑定のプロセスの大きな要因は、道路がその土地に接しているか、開発手法、取引事例等があるか等であり、今回の価格については、旧一色町の養鰻場の売却事例を参考に鑑定士にて決定をされたとの答弁でした。

他の委員より、今後、管理が高浜市になるが、安全対策、しゅんせつ等はとの問いに、知立建設の海岸堤防の補強工事、耐震化工事関係に伴う土砂除去等については、知立建設にお願いしている。購入部分についても、どのような手法がいいか検討していきたいとの答弁でした。

同委員より、この地域を市民へ開放する考えはとの問いに、目的は遊水地であり、今の段階では開放する考えはないとの答弁でした。

議案第41号 市道路線の認定について、委員より、開発行為による道路等の安全対策等、市はどのような指導をしているかとの問いに、高浜市開発指導要綱に基づき、宅地開発担当者会議にて審査し、カーブミラー、防犯灯、道路区画線等、県及び市の基準を指導しているとの答弁でした。

同委員より、帰属後、新たに発生した場合、市が設置するのかの問いに、基本的にはそうしたことがないよう現地確認を行い、将来的なことも考慮し審査を行います。その後の状況変化等によっては市が設置、整備する場合もあるとの答弁でした。

議案第50号 平成26年度高浜市一般会計補正予算（第2回）について、委員より、土木費の生活道路新設改良費、小規模工事費3,000万円の増額について、例年12月議会が多いが、今回9月議会になった理由についての問いに、側溝のしゅんせつ工事の前倒しと市道の道路区画線の設置工事を現在進めているため、近年頻繁に発生している局地的豪雨に対応するためと今後の台風シーズンに備え、土砂堆積の撤去等、側溝のしゅんせつ工事を前倒しで行っている。また、5月に発生した死亡事故現場において、現地付近の道路区画線が消えており、事故対策会議時に警察から区画線設置が事故抑制の有効手段であるとの指摘を受けたため、市内の道路区画線設置工事を予定しているとの答弁でした。

同委員より、現在の小規模工事費の支出状況についての問いに、4月から8月までの5カ月間で約半分程度の支出負担行為が済んでいる状況との答弁でした。

他の委員より、道水路維持管理事業の橋梁点検調査業務委託料についての問いに、今回実施す

る橋梁点検は、市道の15メートル未満のボックス橋18橋分である。市内の橋梁点検調査については、平成24年度に15メートル以上の桁橋9橋を、平成25年度3月補正にて15メートル未満の桁橋12橋の点検業務を実施させていただいているが、国・県の橋梁については、県管理者である愛知県にて既に実施済みとの答弁でした。

同委員より、点検調査の結果、修繕、補強等が必要になった場合、どういった方法等で対応するのかとの問いに、橋梁点検の結果、緊急に工事を要するとか、経過を見て修繕、補強等を要するとか、それぞれの橋に危険度ランクがつかます。現在1橋緊急に対応すべき橋梁があり、来年度に予算対応をお願いしたいと考えていますとの答弁でした。

同委員より、都市計画総務費の都市計画基本図修正業務委託料、ハザードマップ修正についての問いに、ハザードマップのベースとなる都市計画基本図、一般的な地形図の更新との答弁でした。

同委員より、今、各町内会等で町内会の皆さんに危険水域、危険場所等地域のマップ作成をお願いしていると思うが、この基本図はうまくリンクされているのかの問いに、地域の方々にハザードマップ作成をお願いしていますが、その大もとになるのが、この都市計画基本図です。今後は、この最新の基本図を活用し、ハザードマップ作成をお願いすることになりますとの答弁でした。

他の委員より、都市計画基本図修正業務委託について、以前の修正時期は、なぜ今必要なのかとの問いに、現在の都市計画基本図は、平成19年度の地図で、既に6年経過し、この間、吉浜棚尾線、吉取線の供用開始、開発による道路等、新設道路及び交差点等の形状変更が多く、こうした道路等の変化を基本図に反映させるためとの答弁でした。

同委員より、毎年、二、三年ごととか、計画的に修正する考えはとの問いに、都市計画基礎調査という基本的な調査があり、5年をめぐりに修正するのが望ましいわけですが、今年度、ハザードマップ作成等多面的を考慮すると、補正ではありますが、この時期に修正することが必要と考え、計上させていただきました。なお、毎年度の修正は考えていませんとの答弁でした。

他の委員より、総務費の基金費、財政調整基金積立金2億1,400万円超、公共施設等整備基金積立金1億5,000万円の考え方及び目標、橋梁点検調査業務委託料及び小規模工事費の補正理由、都市計画基本図修正業務委託料の国の規定があるというならば、1年前に行わなかった理由についての問いに、前年度繰越金の額の確定に伴い、補正予算及び残金を繰り戻しとして財政調整基金に積み立てを行い、公共施設等整備基金積立金については、公共施設あり方計画（案）を踏まえ、平成28年度、29年度で高浜小学校の建てかえ事業、平成30年度から平成33年度に高取小学校、吉浜小学校、保育園2園、幼稚園4園等の大規模改修が予定されていることから、財政計画において、29年度末10億円以上を目標として余剰金が出た場合、できる限り目標額を達成するため、積み立てを行うものと御理解をお願いしますとのこと。

橋梁点検の補正理由については、国庫補助対象事業で県より早急に対応するようとの連絡を受けたところです。昨年、国土交通大臣がメンテナンス元年ということで、県、中部地方整備局を中心に道路のメンテナンス会議が立ち上がり、予防保全、点検に対する指針、基準づくり体制が動き出しました。こうした会議等を通じ、職員の技術向上及び養成等に努めていきたいとのこと。

小規模工事の補正については、局地的豪雨が続けていることから、市内の至るところからの問い合わせが多く、職員全員にて調査を行った結果、側溝の土砂堆積が多く、放置もできないことから、また交通事故の関係で警察からの指導もあり、急遽計上させていただいたとのこと。

都市計画基本図修正については、今年度、ハザードマップ作成に伴い、最新版が市民にとって必要との判断から、今回の補正で対応させていただいたとの答弁でした。

同委員より、公共施設のための10億円目標は必要最低なのか、計画どおりのことなのかの問いに、高浜小学校の建てかえ事業が33億円と見込んでおり、うち3分の1、11億円が国庫補助金、3分の2、22億円が市の財源、市財源のうち9割、19億8,000万円が起債、残り1割の2億2,000万円を用意する必要があるし、次の高取小学校等の大規模改修等で補助金を借りても9億円から10億円必要と見込まれることから、29年度末には11億2,000万円から12億2,000万円を積み立てる必要がある。次年度以降の繰越金については未確定要素もあって、積立財源が確保できる今年度については1億5,000万円を確保し、今後もできる限り多く積み立てを行ってまいりたいとの答弁でした。

議案第51号 平成26年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）について、質疑はありませんでした。

議案第53号 平成26年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、質疑はありませんでした。

議案第54号 平成26年度高浜市水道事業特別会計（第1回）について（訂正後述あり）、質疑はありませんでした。

なお、本委員において、自由討議を実施した案件はありません。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第40号、議案第41号、議案第50号、議案第51号、議案第53号、議案第54号は、挙手全員により原案可決。

以上が、総務建設委員会に付託された議案に対する審査の経緯と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんいただきたいと思っております。

〔総務建設委員長 柴田耕一 降壇〕

○議長（磯貝正隆） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、柳沢英希議員。

3番、柳沢英希議員。

〔福祉文教委員長 柳沢英希 登壇〕

○福祉文教委員長（柳沢英希） 改めまして、おはようございます。

御指名をいただきましたので、去る9月19日午前10時より、委員全員及び市長初め関係職員出席のもと開会されました福祉文教委員会において、付託された議案10件と陳情4件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告させていただきます。

初めに、議案第43号 財産の無償譲渡について、委員より、昭徳会のほうはどうして今なのか、今後どのような計画があるのかお示しくださいの問いに対し、当局より、建物を昭徳会が所有することによりまして、施設運営面からも所有者である施設側の裁量が高まり、より入所者にとって快適な住空間を提供できる。そんな思いから今回無償譲渡させていただく。また、今後の計画については、昭徳会で将来的なあり方について考えていかれる。そういう裁量も昭徳会にできるというふうに思っておりますとの答弁。

他の委員より、今後も、この養護老人、今でいうと高浜のデイサービスセンターというスタイルで維持していただけてということと理解してよろしいかどうかの問いに対し、当局より、将来的な建てかえであっても、このデイサービスと養護の部分について、当然、高浜市の社会資源であるので、残していただく思いでありますとの答弁。

他の委員より、従来は高浜市の所有のものだということで、維持管理に係るところは高浜市が負担するところ、これがあって当然だと思うんですけども、無償譲渡したということは、今後は昭徳会さんが全部メンテナンスされるという理解でよろしいですかの問いに対し、当局より、無償譲渡した後は昭徳会で維持管理をされるということで間違いありませんとの答弁でありました。

次に、議案第44号 権利の放棄について、委員より質疑ございませんでした。

次に、議案第45号 母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理について、委員より質疑ございませんでした。

次に、議案第46号 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理について、委員より質疑ございませんでした。

次に、議案第47号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、委員より、総括の答弁の中で、大きな違いは食事の提供であることで、現在は弁当持参であるが、提供方法は連携施設からの搬入で、具体的には保育園でつくった給食を運搬と言われましたが、各施設家庭的保育事業「となりのおばちゃん」「こっこママ」「あいあい」「おひさま」「からんこえ」、いろいろありますが、これらの各施設はどこからの搬入かという問いに対し、当局より、「となりのおばちゃん」「あいあい」「こっこママ」、いわゆる市民団体さん

が運営している家庭的保育については、現時点の想定では、調理室の設備規模面を含めて、吉浜北部保育園からの搬入を考えている。湯山住宅集会所でやっている「からんこえ」については、すぐ近くの連携保育園であるよしいけ保育園からの搬入と考えている。いきいき広場さんがやっております「おひさま」については、連携園は社協がやられている家庭的保育であるので、距離的にいえば中央保育園になると思うが、運搬部分等については、市で当初予算に向けて、どういった形でやっていくかということ踏まえ、別個でやるか、または市が運ぶ中でルートに乗せるか、このあたりについてはちょっと検討が必要と考えているとの答弁。

他の委員より、第3条「明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする」、次に「最低基準を常に向上させるように努めるものとする」となっており、第4条で「その設備及び運営を向上させなければならない」「設備又は運営を低下させてはならない」となっているが、それらはどのように保障していくのか。また、第5条で、保護者及び地域社会に対し、「運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない」、それから「自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない」とあるが、それらはどのようにしていくのかの問いに対し、当局より、第3条の部分について、どのようにこの適切な訓練を受けた職員等について確保されていくかというところではありますが、条例の中でも、今回この中で制定される家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育、それぞれこの中で保育従事者として認められる者の規定が定められており、例えば家庭的保育のように、保育士またはその市町村が行う研修を修了した者という、そういった基準をしっかりと満たしているかどうかというところをこの基準を用いて確認していく。そういった意味での職員の質の担保と、また、その担保という意味では、市でも行っている研修等を受講していただいて、質の維持の向上に努め進めていく予定でございます。また、第4条において、設備、運営を低下させてはならないというところでは、現在行っている家庭的保育におきましても、家庭的保育者に全てお任せしているというわけではなく、市との定期的な連携、情報のやりとりの中で、お互い協議をしながら進めていけば、その部分について担保され则认为。第5条の部分の評価の点では、高浜市独自でやっております第三者評価を使いながら、家庭的保育においても自己評価をできるような仕組みを少し構築していき、みずから家庭的保育の中の保育についてチェックしてもらった仕組みをつくっていかうと考えております。保護者、地域社会等に対し適切に説明するよう努めなければならないについては、現時点、家庭的保育では、入所の際に市の窓口に見えたときに、家庭的保育のそれぞれの特徴や保育の行い方など市で説明させていただいている状況である。また、地域社会等においても、家庭的保育の運営を一体的にホームページや広報等にも載せながら随時お示しさせていただいておりますとの答弁。

同委員より、第23条の2の「家庭的保育者は、市長が行う研修を修了した保育士又は保育士と

同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする」となっているが、保育士さんだとか資格を持った方を置いたほうがよいのではの問いに対し、当局より、高浜市においては、平成20年、21年、22年度で養成講座を行っており、国の定めた家庭保育のガイドラインに沿った形で、市長が行う研修として修了したものと認められる程度の研修というのを実施して保育の質というものを高めてきた。それを踏まえ、現状、家庭的保育をきちんとスタッフの技量として行っているという認識であり、家庭的保育につきまして、その基準を保育士に限定するとか考えておりません。今回、そうなった条例についても、ガイドラインを踏まえて制定したものでございます。今まで特に支障もなく、これまでどおりのことを踏まえてやっていくとの答弁。

他の委員より、今までどおり弁当の持参であっても可能なのかということと、食事代の徴収方法。それと、もし可決された場合は、いつからの施行になるのかの問いに対し、当局より、食事の提供が定められているので、弁当のままでは地域型保険給付の対象にならないが、移行期間が5年ある。食事代は、保育所の未満児の部分につきましては、保育料の中に食事代というのが含まれた状態で保育料を徴収されておりますので、第3号認定という形の中で取り扱う中では、食事代の徴収の仕方については保育所と同様になってくる。施行日は、国に合わせ平成27年4月1日に施行される予定との答弁。

次に、議案第48号 高浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、委員より、第6条の「正当な理由のない提供拒否の禁止等」に市役所の関与の仕方についての問いに、当局より、定員を超えてしまった場合の取り扱いを、当然ながら抽せん等する場合には公平なやり方でやりなさいとか、また、特別な支援がどうしても必要なお子さん等で施設的にどうしても現段階で受け入れが厳しいといった場合は、保護者や利用者の方の利便性を考え判断するとの答弁。

同委員より、利用者負担額の受領というところで、第13条は上乘せ徴収なのか。また、上乘せ徴収する場合に、市はそこに関与していくのかの問いに、当局より、これまでの教育をそのまま維持していくという必要性のために上乘せ徴収をするということを想定してつくられているが、幼稚園側が行いたい教育と、それを保護者と協議をして、しっかりとそれを納得していただいた上で徴収していくということが必要であり、市の関与としましては、保護者への周知等がきちんとなされたかが必要であって、市がそれをコントロールすることではございませんとの答弁。

次に、議案第49号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、委員より、第4条のところで「最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない」、2番に「最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない」、そのようなことがずっと載っているが、そういう面の保障や担保はの問いに対し、当局より、運営等に関しては、毎月、定例会を開きながら情報交換をし、また、公立で研修等も

開きながら、各それぞれの児童クラブに参加していただいて、設備や質を含めた児童クラブ全体の運営向上に市としてかかわってきており、それについては今後も同様であるとの答弁。

同委員より、シルバー人材センターの方が委託を受けてやってみえると思うが、きちんと保育士など資格のある方を中心に置くべきではの問いに対し、当局より、職員資格の1号から9号に当てはまっていること。研修や協議の場を踏まえ、質の向上を担保していくことを行っていくので、現状のシルバー人材センターさんによる児童クラブの運営については、特に支障もないと考えており、引き続き継続していきたいと考えておりますとの答弁。

同委員より、開所時間及び日数の8時間とか3時間というのは、子供たちの実態に合っていないと思うのがの問いに対し、当局より、これはあくまでもこの基準として定めているもの。調整は当然必要になってくるので、届け出が出てきた中での協議で、その点は対応されるものと考えているとの答弁。

次に、議案第50号 平成26年度高浜市一般会計補正予算（第2回）について、委員より、アシタのたかほま研究事業に係る行政サービス研究基礎調査委託料300万円になっているが、委託の目的はの問いに対し、当局より、労働者派遣法の改正やマイナンバー制度の導入、またネット環境の普及、進展など、可能性から見えてきた未来の姿から、その実現に向けた手段、方法等を提案していただくことで、将来的な行政サービスに係る業務の範囲や業務量の増減などを想定し、行政コストの圧縮及び施設需要の圧縮の可能性について、調査、委託するものとの答弁。

同委員より、委託の内容はの問いに対し、当局より、有識者、先進自治体へのヒアリングから想定される行政サービスの今後の方向性、可能性、また企業等へのヒアリングから想定される行政サービスへの参入の方向性、可能性などを調査し、想定される市役所業務の範囲や業務量の増減などを見きわめ、10年、20年後のハードを含めた組織、機能等の方向性、可能性などについて調査を委託していくものとの答弁。

同委員より、委託の結果、出てきたものを行政サービスでどう生かすのかの問いに対し、当局より、市の業務については、未来予想図的なものを描き、ハードを含めた行政需要の予測を立て、将来の市役所のあるべき姿を描いていく。職員の意識改革や人材育成も進めていく。市民の受けるサービスでは、予測の段階ではあるが、マイナンバー制度等の運用が始まれば、住民の方の書類等手続の簡素化や住民票や印鑑証明など市役所外での発行も可能になると想定できるとの答弁。

同委員より、委託先はの問いに対し、当局より、ヒアリング等の調査に精通しているコンサルタントに発注を考えているとの答弁。

他の委員より、地域内分権推進事業の高浜ふれあいプラザ自動火災報知設備設置工事費320万1,000円の計上があるが、なぜ今ごろなのかの質問に対し、当局より、改修工事直後は設置に対する指示等はなく、本年6月の消防署の調査で、不特定多数が利用するプラザの現状では自動火災報知設備が必要との指摘があったためとの答弁。

次に、議案第52号 平成26年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）について、委員より質疑ございませんでした。

次に、議案第55号 平成26年度高浜市一般会計補正予算（第3回）について、委員より質疑ございませんでした。

次に、陳情第4号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情について、委員より、子供たちを取り巻く教育課題は多く、また、子供たちにきめ細やかな指導をするためには、学級規模の縮小が不可欠であり、35人以下学級編制が法制度化されることにより、学校も新たな教育課題に対応できると思い、この陳情には賛成。

他の委員より、全ての子供たちに行き届いた教育を行うには、一人一人の子供にきめ細やかな対応ができる少人数学級が必要であり、さらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定を求める本陳情には賛成。

他の委員より、いじめ問題等いろんな問題を解決していくためにも、人の確保というのは大事な話だと思うので賛成。

他の委員より、子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請であり、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元するよという陳情ですので賛成との意見がありました。

次に、陳情第5号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、委員より、国も財政危機に陥っているのが現状であり、さらなる拡充、充実には限界があると感じておりますが、陳情の趣旨には十分理解できますので、趣旨採択。

他の委員より、陳情の趣旨には賛成できますが、公立高校ではなく、私立高校に通いたい生徒もいることから趣旨採択。

他の委員より、過重な学費負担のため、私学を選びたくても選ぶことが難しい層が広がり、学費の公私格差が学校選択の障害となり、教育の機会均等を著しく損なっている。地方自治体の財政危機が深まり、私学助成予算も深刻な事態に陥っている今、県の私学助成の土台であり、奨励措置でもある国の私学助成の役割が一層重要なので賛成との意見がありました。

次に、陳情第6号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、委員より、私立高校の持つ設備、施設、授業内容、部活動等を選択したならば、その代償は費用である。また、県の財政も大変厳しい中であり、さらなる助成の拡充、施策を実施するということは難しいと思うが、私立高校の置かれている厳しい状況も十分理解にできるので趣旨採択。

他の委員より、父母負担の軽減と人間教育の豊かな創造を願う県民の要求に応え、県の私学助成予算の拡充をすることが求められていると思いますという陳情ですので賛成との意見がありました。

次に、陳情第7号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村

独自の授業料助成の拡充を求める陳情について、委員より、高浜市は所得制限があるものの、近隣市と比較しても高浜市は2万4,000円と近隣9市の中でも補助額が最も高く、手厚いものとなっている。さらに、公立高校の無償化が実施され、私立高校生には国から就学支援金が支給されたことにより、独自助成を廃止、削減する自治体もある中、高浜市は現行制度を維持していますので反対。

他の委員より、同様の内容につき反対との意見。

他の委員より、私学は初年度負担金が64万円を超えていると聞いている。高浜市は私学助成の総額が他市より少ない。周知がしっかりされているのかわかりませんが、父母負担の軽減をするために授業料助成拡充に賛成との意見。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はございませんでした。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号は、挙手全員により原案可決されました。

議案第47号、議案第48号、議案第49号は、挙手多数により原案可決されました。

議案第50号、議案第52号、議案第55号は、挙手全員により原案可決されました。

陳情第4号は、挙手全員により採択。

陳情第5号は、挙手多数により趣旨採択。

陳情第6号は、挙手多数により趣旨採択。

陳情第7号は、挙手少数により不採択となりました。

以上が、福祉文教委員会に付託された案件に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がございますので、ごらんください。

以上で報告を終わります。

〔福祉文教委員長 柳沢英希 降壇〕

○議長（磯貝正隆） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑もないようですので、次に、決算特別委員長、小嶋克文議員。

15番、小嶋克文議員。

〔決算特別委員長 小嶋克文 登壇〕

○決算特別委員長（小嶋克文） 御指名をいただきましたので、決算特別委員会の御報告を申し上げます。

本会議より付託されました案件は、議案第42号並びに認定第1号から認定第8号までです。

委員会は、9月10日から11日までの2日間開催し、1日目は正副委員長の選出を行い、委員長には、私、小嶋克文、副委員長には杉浦敏和委員が選出されました。委員会記録の署名委員には、杉浦敏和副委員長を指名いたしました。主要事業の現地調査では、小学校維持管理事業を初め3件の視察を行い、証憑書類の審査は午後1時より行いました。

2日目は、認定第1号及び議案第42号並びに認定第2号から認定第8号までの質疑を行い、質疑終了後、採決を行いました。

主な質疑の概要を御報告申し上げます。

認定第1号 平成25年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定、歳入について、滞納繰越の収入について、市税合計で対前年1,782万8,661円、20.9%の増となっているが、増となった要因はどの問いに、第1に、滞納整理機構に移管したケースに対する徴収率、収入額の増ということです。ほかには、県外徴収や税務グループと市民窓口グループで行った夜間徴収などを復活させたことが主な要因になっているとの答弁でした。

別の委員より、使用料及び手数料の不納欠損額と収入未済額の内容についてはどの問いに、不納欠損額374万1,462円は、住宅使用料の債権放棄に係る不納欠損額で、内容は消滅時効が完成した9名分となっている。収入未済額3,181万1,241円は、住宅使用料滞納額で、内容は55名、839カ月分との答弁でした。

別の委員より、たばこ税について、旧3級品の紙巻きたばこが前年度より10万9,000本ほどふえている。それを除いた製造たばこの本数が、逆に311万本ほど大きく減っている。たばこ税そのものは、昨年より2,600万円ほどふえている。税率改革がなかったらという問いに、税率の引き上げがなければ、昨年度の決算と比べて1,417万円ほど減収になっているとの答弁でした。

今年度はどの問いに、3月分から6月分の4カ月分のたばこ税の収入が昨年度と比較して約250万円減少している。1年間で1,000万円ほどの減収の見込みであるとの答弁でした。

別の委員より、農業使用料が前年度と比較して減っている理由はどの問いに、市民菜園の使用料と農業センターの使用料が減少しているため、平成24年度よりも20%の減少となっているとの答弁でした。

別の委員より、教育債で民間の金融機関から0.35%という低利率で借りているが、土木債では民間から借りることはできなかったのかという問いに、教育債については、補正予算で対応したもので、地域振興協会の枠がなかった。他のものについては、当初予算で計上しており、市にとって有利なものということで振興協会から借りているとの答弁でした。

次に、歳出について、1款議会費については質疑ありませんでした。

2款総務費について、ふるさと応援事業についてどのように評価しているのかという問いに、平成25年10月21日より、ふるさと納税制度を活用し、全国から寄附金を募り、その寄附金を財源としてまちづくりに活用すること、また、1万円以上の寄附をしていただいた市外在住の人に対して謝礼品を送付することで、市のPRや地産商品の消費拡大を目的としている。半年で目標の50万円に対して45名より62万円の寄附をいただきました。また、謝礼品を通じて市のPRができたことで当初の目的を達成できたとの答弁でした。

別の委員より、市民活動支援費において、2つの事業の概要と成果はどの問いに、高浜市の防

災を考える市民の会による子供防災リーダー養成事業では、高浜市の将来を担う4年生から6年生を対象に実践的な講座や東日本大震災の被災地訪問などを通じて防災や減災に対する関心を高めることを目的とした事業で、成果としては、子供たちを通じて家族や地域など自助・共助の意識の向上や地域防災を担う人材の育成につなげることができた。また、昭和で元気になる会の事業については、昭和のよき時代をテーマにした思い出の語りや、盆踊りなどの実施を通し、高齢者の閉じこもり防止、あるいは介護予防につなげる事業で、成果としては高齢者や障がい者と地域住民のかかわりの場を創出できたものと考えているとの答弁でした。

別の委員より、職員の研修事業について、今回、内部研修として、たかはま地域経営実践塾が行われたが、内容とその成果はとの問いに、既存の枠にとらわれない斬新かつ大胆な発想で、常に問題意識と確固たる使命を持ち、積極的、主体的に行動していける人材の育成を目的として、中堅、若手職員を対象に開講している。現在行われている施策について、自分たちのこととして考える土壌ができ上がりつつあると考えているとの答弁でした。

別の委員より、みんなでまちづくり事業の中の自治基本条例の子供向け副読本を活用した出前授業が平成25年度は市内全小学校で実施されたが、どのように評価しているのかという問いに、多くの人たちのおかげで自分たちが支えられている。自分たちも大家族たかはまの一員、まちのためにできることがあるといったような声が寄せられ、子供なりにまちへの思いというものを深めているのではないかと答弁でした。

別の委員より、広報公聴事業の広報原稿準備業務委託料について、昨年度と同じ約169万円であるが、算出根拠はとの問いに、広報準備委託で年間24回、この準備にかかる期間として1週間7日程度、時間的には1日6時間ぐらいと考え、時間単価として1,458円と算定しているとの答弁でした。

3款民生費について、生涯現役のまちづくり創出事業において、閉じこもりがちな高齢者呼びかけ事業の成果はとの問いに、昨年12月からことしの3月まで4カ月間、定期的に健康自生地への外出を呼びかけさせていただいた。高齢者の方々800名からのアンケートの結果、自宅に閉じこもりがちであった高齢者の5人に1人が健康自生地まで足を運ばれ、外出のためのきっかけづくりになったとの答弁でした。

認知症早期発見事業について、医療とか医師会との取り組みの成果についてはとの問いに、市内の診療所の先生にいきいき広場に来ていただく仕組み、認知症に対する知識を持つ医師の養成支援という形で、医療との連携を取り組むことができたのは成果であると考えているとの答弁でした。

別の委員より、吉浜保育園に続き中央保育園が民営化された。財政的効果は。また、民営化になったことで利用しやすくなったと聞いているがとの問いに、平成23年度との比較で平成24年度の決算で約522万円の減少、同様に平成23年度との比較で平成25年度の決算で約2,140万円減少に

なっている。利便性については、吉浜保育園では7時半から6時までのところが、朝7時から夜7時まで延長保育が拡充されたこと、児童クラブについても同様の時間となった。中央保育園においても児童クラブが夜7時までになり、保育園と児童クラブに預けている保護者にとっては、同じ時間帯で利用でき、利便性が高まっているとの答弁でした。

別の委員より、災害時要援護者支援事業において、要援護者を誰が避難所へ連れていくのかという問いに、平成27年度以降に要援護者一人一人の個別計画の作成にかかる予定。地域の中で誰が要援護者を支援するのかということを経地域の協力をいただきながら選定していくとの答弁でした。

別の委員より、配食サービス事業について、サービス利用の仕方と登録者の301人の年齢の構成比はどの問いに、委託している社会福祉協議会で手続をしていただく。年齢の構成比については、90歳以上のひとり暮らしの方も見え、比較的高齢者の方が多くなってきているとの答弁でした。

90歳以上で一人の方だと支払いに行くのは大変であると思うがとの問いに、ふれあいサービスとか軽度生活援助といったサービスで配食のチケット購入の支援につなげていきたいとの答弁でした。

4款衛生費について、高齢者肺炎球菌予防接種事業が26年度から定期接種化になるが、高齢者の肺炎に係る現状と事業の実績、今後の事業展開についてはどの問いに、高齢者の肺炎は高齢者全体の死亡に占める割合が3位、4位と非常に高いと言われている。平成25年度から助成を実施しており、平成25年度は330人の方に助成を行っている。定期接種の対象者は65歳以上の方で、節目年齢の5歳刻みの変則的な定期接種になっている。助成制度は継続して実施していくとの答弁でした。

5款労働費については、質疑ありませんでした。

6款農林水産業費について、明治用水中井筋改修事業負担金について、平成25年度の工事实績、箇所、工事内容はどの問いに、中井筋地区にて施工しました工事は3カ所。1つ目は、高浜工区その36工事、中井筋橋の下流約83メートルの水路の改修。2つ目として、高浜工区その37工事、吉浜橋のかけかえとその下部の水路改修工事約34メートル。3つ目として、高浜工区その38工事、蛇抜橋のかけかえ工事とその下部の水路改修工事約5メートルとの答弁でした。平成25年度末の高浜工区の進捗率はどの問いに、中井筋地区全体で約73%、高浜工区では約97%との答弁でした。

7款商工費について、産業経済活性化事業について、審査会費用ということで報償金1万1,600円が計上されているが、審査件数は何件か。また、25年度までの総申請件数と企業の投資額はどの問いに、平成25年度における申請件数は1件、25年度までの総件数は17件、総投資額は約140億円との答弁でした。

土壌調査の結果の報告と地区計画の委託の現状はどの問いに、その1では、地区内の田んぼ、

畑に有害物質が入っていないかの調査を行い、良好な結果でありました。その2の委託においても、産業廃棄物等の埋設がされていないか調査した結果、問題ありませんでした。地区計画の業務委託については、現在、地権者の同意を得るために、あわせて愛知県の都市計画等の協議中であり、お答えできる状況ではないとの答弁でした。

別の委員より、コミュニティ・ビジネスの創出支援事業の25年度の実績はとの問いに、交付金は1件の35万7,000円。実施された事業は、いつまでも現役カイロ活用でふれあい健康管理事業との答弁でした。今年度はどうなのかとの問いに、2年目としては、創業運営交付金として10万円を上限として支援を行うとの答弁でした。

8款土木費について、通学路安全対策工事について、区画線やカラー舗装工事を実施したが、通学路の安全対策の全体状況はとの問いに、平成23年度にPTA、学校、警察、道路管理者で行った緊急合同点検において指定された路線への対策工事となっており、児童の通学時において、通行車両へ児童が通行する空間を明示することを目的とした事業になっているとの答弁でした。

別の委員より、治水砂防事業の樋門取りかえ工事において、平成25年10月までに東海樋門のスライドゲートの取りかえを完了するとあったが、なぜ12月になったのかという問いに、工事がおくれた要因は2つあります。1つ目は7月に実施した入札が不調になったこと、2つ目は工事に使う材料の手配に不測の時間を要したことです。材料の不足は、東日本大震災後の建設業を取り巻く環境が激変し、人手不足や材料の高騰が続いている状況で、入札につきましてもこれらの影響が出たものと考えているとの答弁でした。

9款消防費については、質疑ありませんでした。

10款教育費について、小学校管理事業の吉浜小学校特別教室設置工事について、教育環境は具体的にどのように向上したのかという問いに、特別教室の2階に集会室ができたことで、学年集会がいつでも安心して開催できるようになった。また、1階の日本語教室では、以前より静かな環境で子供たちが落ちついて学習できているとの答弁でした。

美術館管理運営事業について、指定管理料が5,690万円と大きく増になっているがとの問いに、空調設備の心臓部に当たる吸収式冷温水発生機を更新した。この温水発生機の更新を指定管理料の中で行った。この増加分が指定管理料の増加となっているとの答弁でした。

11款災害復旧費について、道路橋梁災害復旧事業について、委託料、工事請負費の内容についてはとの問いに、応急復旧実施設計業務委託料ということで、昨年8月6日、局地的集中豪雨時に田戸町地内で発生した水路護岸の倒壊場所を緊急措置したもの。道路清掃委託料についても、同じく集中豪雨時の後処理の費用。工事費についても、先ほどの護岸の設計に基づいた道路橋梁の災害復旧の応急の工事であるとの答弁でした。

12款公債費、13款諸支出金、14款予備費については、いずれも質疑ありませんでした。

認定第2号 平成25年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、高額医

療費が非常にふえているが、大幅増加についてどのように考えているのか。また、昨年度の最高金額はとの問いに、昨年度の最高金額は、一月で927万3,800円でした。高額医療費につきましては1件、一人の被保険者が一つの医療機関でかかる1カ月分の医療費が30万円を超える高額な医療費の総額が平成23年度以降増加している。この傾向は平成26年度以降も続くものとの答弁でした。

25年度の決算における赤字額の要因をどのように分析しているのかという問いに、後期高齢者支援金等が前年度と比較して1,800万円ほど増加、介護納付金が同じく1,400万円ほど増加と、高齢者等の医療の確保に要する費用が増加したことにより歳出が増加したとの答弁でした。

認定第3号 平成25年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定については、質疑ありませんでした。

認定第4号 平成25年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方公営企業法の適用に向けた基礎調査の内容はとの問いに、地方公営企業法の法適用は任意で、高浜市では特別会計を設置して運用している。しかし、地方公営企業会計制度が見直されており、下水道事業など地方自治体の公営企業に対し、民間企業並みの会計基準を全面的に導入する検討に入っている。そのため、特別会計から企業会計化を意識して準備をしていく必要が生じてきたことから、必要な業務、手順、費用、年次スケジュールを把握する基本計画を策定する業務委託を行ったものとの答弁でした。

別の委員より、下水道管路管理事業の工事請負費において、当初予算額では400万円が今回495万9,960円になっている理由。また、平成24年度決算では15万6,240円でしたが、25年度で大幅にふえた理由はとの問いに、平成25年度は論地マンホールポンプの補修工事のほか13件の補修工事が必要になった。24年度は大きな補修工事がなかった。決算額が予算額より増加したのは、閉塞事故に対し、緊急に対応する必要があったとの答弁でした。

認定第5号 平成25年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定については、質疑ありませんでした。

認定第6号 平成25年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賦課徴収費の現年度分、普通徴収の収納率が83.45%から80.8%に下がっている理由はとの問いに、昨年度と比較して年金を担保に資金を借り入れている人、市税や国保税などの介護保険料以外の税を滞納している人が65歳到達になったケースがふえてきているとの答弁でした。

認定第7号 平成25年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、75歳以上で無年金になっている人が91名いるが、その対応はとの問いに、91名の中には、非課税年金である障害者年金とか遺族年金、また家族の扶養を受けている方も見え、91人丸々が年金ゼロ円ではありません。公平な負担ということで保険料率を認めてもらっている。最高の軽減として9割軽減を行っているとの答弁でした。

議案第42号 平成25年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び認定第8号 平成25年度高浜市水道事業会計決算認定について、水道関係も安定経営状況であり、純利益も年々増加しているが、水道料金の収納率はとの問いに、消費税込みの金額で、平成25年度末、3月31日現在の調定金額が7億7,464万2,469円、収入済額が7億244万4,520円、収納率は90.68%でした。なお、一般会計の出納整理期限が5月末までの収入済額では7億7,084万2,053円で、5月末までの収納率は99.51%との答弁でした。

耐震化の状況はとの問いに、平成25年度末の耐震管の総延長は2万8,738.86メートルで、前年度より1,927.6メートルふえています。耐震化率では、平成24年度末で12.13%、25年度末は12.97%で0.84%ふえているとの答弁でした。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第42号、挙手全員により原案可決。

認定第1号、認定第2号は、挙手多数により原案認定。

認定第3号、挙手全員により原案認定。

認定第4号、挙手多数により原案認定。

認定第5号、挙手全員により原案認定。

認定第6号、認定第7号、認定第8号は、挙手多数により原案認定。

以上が、審査過程の概要と採決の結果であります。

なお、審査の詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、御参照ください。

以上で報告を終わります。

[決算特別委員長 小嶋克文 降壇]

○議長（磯貝正隆） ただいまの決算特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

暫時休憩をいたします。再開は11時25分。

午前11時12分休憩

午前11時24分再開

○議長（磯貝正隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、5番、柴田耕一議員から発言を求められておりますので、これを許します。

5番、柴田耕一議員。

○5番（柴田耕一） 先ほどの総務建設委員会の報告の中で、議案第54号 平成26年度高浜市水道事業特別会計（第1回）についてと言いましたけれども、これは議案第54号 平成26年度高浜市水道事業会計（第1回）についての訂正ということで、訂正させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（磯貝正隆） よろしいですか。

○5番（柴田耕一） 平成26年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）についてに訂正をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（磯貝正隆） そういうことですので、よろしくお願いします。

○議長（磯貝正隆） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、議案第47号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第48号 高浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第49号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、まとめて日本共産党市議団を代表して反対討論をいたします。

政府は、2012年8月、子ども・子育て支援法など関連3法を可決成立させ、子ども・子育て支援制度と呼んでいます。この新制度は、直接契約、公定価格、保育の認定、営利化、利用保護者の補助などを推進する仕組みであり、国と自治体の公的責任と最低基準の遵守、公費による財源保障を制度の柱にしてきた現行制度を大幅に後退させ、保育の格差を持ち込むという、およそ子供の育成に責任を持つものとは言えません。

保育所は、働く保護者の子供を保育する役割があり、その役割は、何よりも子供の育ちを保障することで保育所保育指針及び最低基準に基づいて養護と教育を一体とした保育が実践され、地域の子育て支援センターとしての役割も果たす施設となっています。

日本の保育制度は、国、都道府県、市町村が実施責任を負い、応能負担により全ての子供が同じ保育を受けることができる世界的に見てもすぐれた制度として定着してきました。

議案第47号は、そのうち家庭的保育事業等に関する設置や運営などについて規定するものです。

特に、本条例で問題なのは、定員数が5名と少ないので、家庭的保育者は、市長が行う研修を終了した者で、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者でよいとしていることです。委員会の審議の中で、これまでも問題がなかったと説明もありましたが、これまで支障がなかったからではなく、よりよい環境、設備や運営を行う条例にすべきだと考えます。

乳幼児期の保育については、貧富の差など家庭の経済状況に左右されずに、全ての子供の発達及び生活を等しく保障するために、国、都道府県、市町村が積極的に児童福祉保障の責任を果たすシステムとして、児童福祉法24条1項の市町村の実施責任が規定されています。保育士と同等以上の知識と経験と言われますが、保育士の資格を持っている方と研修を受けた者では、おのず

と内容が違ってきます。保育を行う方の配置については、保育士等の資格を取得された方を配置するべきだと考えます。

議案第48号は、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育や運営に関する基準を定めるものです。

幼保連携型こども園や幼稚園を認定こども園にした場合、問題となるのは、1号認定の子供がいてもいなくても学級編制が必要になることで、学級編制は1日4時間です。一日を保育園で過ごす子供の保育が軽視されています。学級編制により午前と午後を教育・保育に区切ることは有害と考えます。

次に、利用料負担について、直接契約の認定こども園、地域型保育事業、幼稚園は、上乗せ徴収が可能になります。これについても市役所が関与することが必要だと考えます。

議案第49号について、本条例は、放課後児童健全育成事業に関する基準を定めるものであります。

放課後児童健全育成条例については、これまで国は基準を決めず、ガイドラインという形で各自治体任せでしたが、今回改めて基準を定めることになったのは、一歩も二歩も進んだと考えます。

しかし、この中で特に問題なのは、職員の一般的要件の中で、シルバー人材センターの人生経験を持った方たちに委託していることで、シルバー人材センターの人生経験を積んだよさも必要とは考えますが、学童に負けない若さを持った指導員が必要です。また、集団で保育する経験を持った保育士など、資格のある方が指導の中心にいる必要があります。

今現在、児童センターで放課後保育をしている子供たちは、センターの児童厚生員がいるのでまとまっていますが、シルバーだけで保育している子供たちは、十分まとまっているとは言えない状況です。

また、1・2年生でも入れないなど、待機児が出ていることから、増設を考える必要があります。あわせて、高浜市は、高取児童センターや翼児童センター、東海児童センターなどのように園庭がある学童は、体を使って思い切り遊ぶことができますが、吉浜児童センターや中央児童センターなど園庭がなく、コンクリートの床の上でボールが飛び出る心配をしながら遊ぶようでは、本当に子供のためになる環境とは言えません。心身の健全な発達を伸ばすそうとすれば、しっかり体を使って遊ぶ環境が必要です。

さらに、今回の子ども・子育て支援法について、保護者がどれだけ把握しているかという問題があります。保育士さんでも十分理解できない今回の法律、条例について、よくわからないと言われる方が多くいます。また、2015年4月から実施されるということですが、事業所にとって、国から公定価格というお金が入るのがおくれることから、運営が難しくなることです。

新制度では、保護者、保育関係者などの粘り強い運動によって、児童福祉法第24条1項、市町

村の保育責任は引き継がれることになりましたが、政府は1項を骨抜きにしようとしています。引き続き24条1項を大切にしよう政府にも働きかけていきたいと考えます。

以上のような理由から、本条例には反対をいたします。

[12番 内藤とし子 降壇]

○議長（磯貝正隆） 次に、10番、鈴木勝彦議員。

[10番 鈴木勝彦 登壇]

○10番（鈴木勝彦） それでは、議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表して、議案第47号、48号、49号について一括して賛成討論をさせていただきます。

上程された3議案につきましては、子ども・子育て関連3法の平成27年度からの施行に伴うもので、法制定の趣旨は、全ての子供の良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の拡充を図るものであります。

子ども・子育て支援法では、全市町村における市町村計画の策定を義務づけ、計画的な子育て支援の推進を求めています。その推進において、3議案に係る事業の実施に当たっては、市町村は国が定める基準を踏まえ基準を規定することとなっており、国の基準はこれまで実施してきた事業内容を踏襲しつつ必要な部分を手厚く対応をするものとなっております。

国の基準を踏まえて9月議会に上程された今回の3議案について、これまで高浜市が実施してきた各事業について照らし合わせてみると、例えば、家庭的保育においては食事の提供が求められたり、児童クラブでは支援員を含む常時2人の体制が必要であったりなど、これまでの事業を継続しつつ、利用者へのサービスや質のさらなる向上につながる内容となっているものであります。

誰もが安心して子供を産み育てられる社会を実現し、女性の社会進出を促進させ、少子化問題を改善し、今後の経済成長につながるものであると考えられますので、3議案とも賛成させていただきます。

[10番 鈴木勝彦 降壇]

○議長（磯貝正隆） 次に、11番、鷺見宗重議員。

[11番 鷺見宗重 登壇]

○11番（鷺見宗重） 認定第1号、2号、4号、6号、7号、8号について、日本共産党高浜市議団を代表して討論を行います。

認定第1号 平成25年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

歳入総額139億5,219万9,922円で、歳出は130億4,526万8,913円です。歳入歳出差引額は9億

684万1,004円です。繰越明許費5,756万円を差し引いて、実質収支は8億4,928万1,004円の黒字です。さらに、単年度収支は1,845万2,971円の黒字、24年度の5,195万7,594円の赤字と比べ健全に推移していると言えます。

防災対策費では、各町内の防災倉庫に備品などを購入し配布したことや、学校、幼稚園、保育園などにガラス飛散防止フィルムを張る工事をしたこと、老人・成人保健事業での総合健診などの受診向上の取り組みでは、受診は原則7月から9月末までの間で行うことになっていますが、通年で特定、後期高齢者健診を受診できる医療機関もたくさん出てきているとの答弁があり、一歩前進と評価できます。

しかしながら、容認できないものもあります。

歳入では、法人市民税はことし10月から法人税割の標準税率が12.3%から9.7%に引き下げられことが決められていますが、「国庫支出金・県支出金の減少を初めとした依存財源の減少や少子高齢化に伴う扶助費を初めとした社会保障費の増加など、依然として財政状況は厳しい状況にある」と決算審査意見書の結びにあります。財政が厳しいのであれば、資本金10億円以上の企業に超過課税をする法人市民税の不均一超過課税も検討すべきと考えます。

歳出では、9兆円の大型事業であるリニア新幹線の建設には、環境問題や計画のほとんどがトンネルで、ところどころで地下40メートルのトンネルを通すことから、災害時の避難の問題、現在の新幹線でも輸送能力は十分との見方もあり、採算がとれるかなど問題が山積しています。仮に建設できたとして、赤字を国に頼れば、地方財政にも影響が出ると考えます。よって、リニア新幹線建設促進愛知県期成同盟会を脱退することも検討すべきと指摘しておきます。

次に、市役所窓口業務では、住民票交付や徴税業務など市役所の基本的業務を高浜市総合サービスに業務委託していますが、住民のプライバシーにかかわる情報を扱う業務であることから、民間への業務委託は認められません。速やかに直営に戻すよう求めます。

次に、地域医療振興事業の刈谷豊田総合病院高浜分院に対する補助金です。

豊田会に移譲して、平成25年度は5年目になります。協定書の内容は、原則として3年間赤字補填をすることになっていましたが、いまだに赤字ということで、運営を補助する経費として1億円計上されています。答弁では、協定書では、その後も経営状態に応じて協議の上、決めたとのことです。原則どおり、3年間赤字補填ということで、赤字補填しないよう改善を求めます。

次に、認定第2号 平成25年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

高浜市は愛知県で3番目に高い保険料となっています。現状では一般会計からの繰り入れが少ないことが一つの理由です。また、療養給付費負担金も32%しか国から負担されていないことから、市民の負担が大きいと考えます。市民の負担を減らす検討も必要です。また、高浜市独自の減免制度もあわせて検討を求めます。

次に、認定第4号 平成25年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

市民の間でも下水道料金が高いとの声もあります。中には、工事費と分担金を払い、大きなお金を動かすことになり、大変だという声もあります。そういった意見を払拭する制度をつくる必要があると思います。下水道料金の引き下げも検討するよう求めます。

接続率は、平成20年供用開始から接続率が低くなっています。既存の住宅で低所得者の方には、工事費が重くのしかかると考えます。下水道を整備しても、市民の皆さんが接続して初めて環境がよくなるということです。低所得者に工事費の一部を補助することで、接続率を上げることに繋がります。工事費の一部を補助する制度をつくるべきと指摘しておきます。

次に、認定第6号 平成25年度高浜市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

保険料は基準月額5,260円に設定されていますが、県下で2番目に高い保険料であります。上乗せ横出しサービスを福祉施策にして保険料に影響しないように求めたいと思います。また、介護給付費準備基金の運用を柔軟にして軽減に充てるよう求めます。

保険料の多段階制ですが、12段階を適用されていますが、高浜市は1段階、2段階は0.5倍を掛けて月額2,630円と、刈谷の1段階0.1倍、月額444円、2段階0.35倍で月額1,554円になります。低所得者の部分は刈谷市と比べ高浜市の保険料は重いと考えます。1段階、2段階の倍率を下げ、低所得者の保険料を軽減するよう求めます。

次に、認定第7号 平成25年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてです。

後期高齢者医療制度は、医療制度を75歳以上の高齢者を対象に別勘定で医療制度に囲い、重い負担を高齢者に押しつける。高齢者の医療費と負担を直結させ、医療にかかりたいのなら重い負担を我慢せよと迫る高齢者いじめの制度であることから、日本共産党は初めから反対しています。無年金者で家族の扶養で社会保険に加入していた人が75歳以上になると、いきなり後期高齢者医療保険の支払いとなります。高齢者を支える制度になっていないところに問題があり、愛知県で一括の広域連合で保険料を決めています。市民の意見を行政が受けとめて、広域連合に意見を上げるべきと指摘しておきます。

次に、認定第8号 平成25年度高浜市水道事業会計決算認定について、反対の立場で討論を行います。

水道料金ですが、決算審査意見書の結びの部分で「決算状況は良好な状態が保たれていると言える」と総括されています。このことは評価しますが、良好であるならば、相次ぐ社会保障費などの引き上げなどで苦しんでいる市民に対して、水道料金の引き下げも検討すべきだと考えます。

また、高浜市は100%県水に頼っている関係で、設楽ダムなど大型公共事業の影響で水の単価が上がるおそれがあります。また、県水の給水量もほぼ横ばいということを見れば、設楽ダムは

無駄な公共事業と考えます。ダム、道水路など無駄な大型公共事業の計画を中止するよう働きかけることが必要と指摘しておきます。

以上、反対の意見を述べて、討論を終わります。

〔11番 鷺見宗重 降壇〕

○議長（磯貝正隆） 次に、2番、黒川美克議員。

〔2番 黒川美克 登壇〕

○2番（黒川美克） 私は、認定第1号から認定第8号まで賛成ですが、特に認定第8号 平成25年度高浜市水道事業会計決算認定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

平成25年度高浜市水道事業会計決算では、当年度純利益が7,272万7,416円で安定した経営に努力をされております。その内容は、総括質疑においてもお聞きしましたが、前年度と比較すると若干有収率は下がったものの、96.15%という高い有収率を維持しております。近隣市と比較しても一番高い有収率でした。これは、ふだんから非常に高い意識で管理をされていなければ、このような数字は出ないものだと思います。

また、事業費用につきましては、前年度と比較し、減価償却費が増加しているものの、配水及び給水費、総係費については減額となり、費用の縮減にも努力されていることがわかります。

未処分利益剰余金の処分については、減債積立金と建設改良積立金に積み立てをされ、次年度の補填財源として使用される説明を聞き、適切な処分だと理解をしております。

水道は、市民生活、社会活動に必要不可欠なものです。今後も経営の健全化に努めていただき、安定した経営を継続していただくことと、利益が出たら料金を下げるという考え方がないのかという意見も出ておりましたが、消費税の増等の影響で県水の受水費や電気料金の増額のほか建設事業費における労務単価や建設資材の値上がりもあると聞いております。私は、現在の水道料金を少しでも長く続けられるよう努力していただきたいと考えております。

そして、震災時においても安全で安心な水を供給していただけるよう、水道管の耐震化並びに配水場の老朽施設の更新を計画的に進めていただくようお願いをいたしまして、賛成討論とさせていただきます。

〔2番 黒川美克 降壇〕

○議長（磯貝正隆） 次に、8番、杉浦敏和議員。

〔8番 杉浦敏和 登壇〕

○8番（杉浦敏和） 議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表して、認定第1号 平成25年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定から認定第8号 高浜市水道事業会計決算認定まで、賛成の立場で討論をさせていただきます。

さて、平成25年度は、第6次高浜市総合計画前期基本計画の最終年度であるとともに、中期基本計画につなぐ重要な年度でありました。平成25年度予算を振り返りますと、総合計画の着実な

推進を図るため、基本計画の体系に基づき、「財政基盤の強化」「こども施策」「安心・安全」及び「健康」の4つの施策に重点的に取り組まれました。

そうした中で、認定第1号 高浜市一般会計において、1点目の「財政基盤の強化」、市税収入は、対前年度比2.3%、1億8,700万円の増及び実質繰越額8億3,000万円の計上などにより、経営状況を示す実質単年度収支について、昨年度、一昨年度の赤字から黒字に転換をいたしました。このことは、景気回復による市税収入の増という外部環境の変化はあるものの、予算執行に当たり、経費削減に取り組まれた結果でもあり、こうした時期において、財政調整基金への積み立てを行い、平成25年度末の残高を10億8,100万円、一般的に必要とされる標準財政規模90億円の10%強が確保されました。

あわせて、老朽化した公共施設整備のための公共施設等整備基金についても積み立てが行われ、中期財政計画の目標額8億円を達成するなど、計画的な財政運営に努められました。

そのほか、税務グループと市民窓口グループによる夜間徴収の復活、県外徴収や滞納整理機構の活用など、税負担の公平性の確保のため、地道な努力を重ねられ、徴収率の向上が図られましたことは、財政基盤の強化に資するものであると理解をいたします。

次に、2つ目の重点施策「こども」では、子育て支援サービスの充実につながる事業として、待機児童解消のため、新設保育園建設費補助及び家庭的保育事業の拡充が行われるとともに、公立保育園の民営化を進めた結果、一般財源の縮減という財政面での成果のほか、サービス面では吉浜保育園及び吉浜児童クラブにおける保育利用時間の延長、中央児童クラブにおける利用時間の延長など、利用者にとって利便性が高められました。

教育環境の向上につながる事業としては、小・中学校校舎窓ガラス落下防止工事及び保育園、幼稚園、児童センター、みどり学園、いちごプラザといった各子育て施設のガラス飛散防止工事が行われ、子供たちの安全に配慮した施策が実施をされております。

3つ目の重点施策「安心・安全」では、さらなる地域防災力の向上につながる事業として、地域住民の防災力に対する関心が高まる中、まちづくり協議会、町内会などからの避難所運営資機材の整備要望に応えるため、小型無線機、ワンタッチパーテーション、工具セットなどを整備するとともに、高潮・津波等治水対策として、東海樋門取りかえ工事を施工したほか、防災機能を併設した論地どんぐり公園の整備に着手するなど、防災体制の向上に取り組まれました。

4つ目の重点施策「健康」では、認知症の予防・早期発見につながる事業として、いきいき広場に認知症初期集中支援チームを立ち上げ、専任の保健師を配置して相談支援体制の充実を図るとともに、認知症サポート医養成研修など、支援医師をふやす取り組みが行われました。認知症の早期発見・早期支援には、行政だけではなくかかりつけ医の協力、理解は不可欠であり、そうした中で、医師会との連携を図り、新たに7人のドクターに認知症サポート医養成研修等を受講いただくなど、認知症早期発見に向けたさまざまな取り組みは、住みなれた地域で暮らし続ける

ことができるまちづくりに資するものと評価をいたしております。

ただいま申し上げました4つの重点施策のほかにも、市政クラブより政策提言をいたしました交通安全対策として、通学路カラー舗装の施工など所要の事業に取り組んでいただきました。

次に、特別会計及び水道事業会計でございますが、各会計とも厳しい財政状況の中で、健全経営に努められましたことは、一様に評価をいたすところであります。

初めに、認定第2号 高浜市国民健康保険事業特別会計では、単年度収支額は引き続き赤字額となっておりますが、この赤字額は、収納率の向上及び滞納繰越分の回収等により前年度より縮小いたしております。現状としては、全国的にも高齢化及び医療の高度化により年々医療費の伸びは増加の一途であります。国民皆保険の現制度を存続していくためには、保険財政基盤の安定化を図ることが重要でありますので、厳しい財政状況ではあります。今後も医療費の推移、国・県などの動きを見据え、本市の国民健康保険事業が円滑に運営できるよう一層の努力をお願いするものであります。

次に、認定第4号 高浜市公共下水道事業特別会計は、供用開始区域面積が447.5ヘクタールとなり、整備率は前年度より1.8%増の50.3%となり、計画的に整備を進めております。また、普及率は近隣市と比べ低いものの、これは下水道事業に着手された年度が他市に比べ遅いことだと理解をしておりますが、水洗化率は近隣市と比べても特別に低い数字ではなく、供用開始区域面積が拡大され、区域内人口がふえたにもかかわらず、81.6%となっており、水洗化率の向上に努力をされている成果であると推察いたします。

雨水施設建設事業においても計画的に整備を進めるとともに、長年の課題でもある服部新田排水区の現況調査検討業務委託を実施され、今後整備する方向性ができましたことは評価いたすところであります。

認定第6号 高浜市介護保険特別会計は、平成25年度の保険給付費の決算額は20億5,111万976円で、前年度と比較して3.2%の増となっております。75歳以上の高齢者数が増加するとともに、単身や夫婦のみの高齢者世帯が増加するなど、地域社会、家族関係が大きく変容する中で、介護保険制度が目指す高齢者の尊厳の保持や自立支援をいかに実現していくかが重要でございます。

こうした中で、高齢者や介護者等の総合的な相談に応じ、個々のニーズに応じた最適なサービスが受けられるよう環境を整えられるとともに、高齢者の権利擁護事業、介護予防事業などに取り組んでおられます。

第6期介護保険計画の策定に向け、あらゆる情報の収集、高浜市の状況を十分に把握するとともに検討を重ねていただき、地域包括ケアシステムの構築、そして持続可能な制度の継続をお願いするものであります。

認定第7号 高浜市後期高齢者医療特別会計であります。現行の後期高齢者医療制度において、関係法令に基づき適切に対応され、高齢者の医療確保、健康保持に努められてきたものと認

識いたしております。今後も関係法令に基づき、適切な運営に当たっていただくようお願いをいたします。

最後に、認定第8号 高浜市水道事業会計決算では、配水施設の心臓部である高浜配水場中央監視制御設備改修工事をされるとともに、配水管の耐震化については、重要給水施設配水管布設がえ工事や下水道工事等に伴う移設配水管等を耐震管に布設がえされ、安全・安心な水の供給を進められております。

経営面では、前年度に引き続き安定した経営で単年度純利益を7,272万7,416円出しており、安定した経営に努められていることは評価できるものです。今後も健全経営の継続に努めていただくとともに、災害時においても市民の命の源となる水道を供給するための水道施設の耐震化を計画的に進めていただくことをお願いいたします。

以上をもって、認定第1号から認定第8号までの賛成討論といたします。

〔8番 杉浦敏和 降壇〕

○議長（磯貝正隆） 次に、12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、陳情第7号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書に賛成の立場で討論いたします。

本陳情は、取り扱い団体としては、私学をよくする愛知父母懇談会、愛知私学助成をすすめる会の2団体、陳情代表者は高浜市向山町に住んでみえる古鷹幹子さんから提出された陳情です。

趣旨は、学費の公私格差は極めて大きく、初年度納付金を見ても、私学は約64万円を超え、父母の学費負担は過重なものがあります。全ての子供が親の所得にかかわらずひとしく教育を受ける権利を保障するために、父母負担の公私格差をなくし、教育の公平を図ることで、公私格差の是正と父母負担の軽減のために市町村独自の授業料助成を拡充してくださいという陳情です。

高浜市も私学助成をしていますが、人口4万7,000人の市で平成25年度の総額は48万9,000円、碧南市は、人口7万人で261名が利用してみえます。総額310万2,300円です。知立市は人口6万5,000人で、437名が助成を受けており、利用総額520万7,424円、大府市は人口8万4,000人のところで約600人が利用ということで、これらの地域は一律1万2,000円で私学助成をしてみえるということです。高浜市の利用者は、人口を考えても少ないと考えます。福祉文教委員会で、高浜市は十分助成をしていると反対意見がありましたが、これらの状況を見ると十分助成を行っているとは考えられません。

以上、理由を述べて、賛成をいたします。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（磯貝正隆） 次に、6番、幸前信雄議員。

〔6番 幸前信雄 登壇〕

○6番（幸前信雄） 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました陳情第7号に対して、市政クラブを代表して反対の立場で討論させていただきます。

現行の市町村独自の授業料助成を拡充してくださいとの陳情事項ですが、私学といえども公の教育機関であるわけです。平成22年度から公立高校の無償化が実施され、私立高校には国から就学支援金が支給されたことで、独自助成を廃止・削減する自治体もある中で、高浜市は現行の制度を維持しています。

私立高校については、それぞれ特徴ある教育を掲げられておるわけですし、そこに選択して行かれるということですから、応分の負担はやむを得ないというふうに考えております。

高浜市の場合、この西三河地区においては、所得制限があるとはいえ、市独自の私学助成が劣っているとは言えず、現状で私学助成の拡充をするということは、いわゆるばらまきのだと言わざるを得ないというふうに考えております。

よって、この陳情に対しては反対させていただきます。

〔6番 幸前信雄 降壇〕

○議長（磯貝正隆） 以上をもって、討論は終結いたしました。

暫時休憩いたします。再開は13時30分。

午後0時12分休憩

午後1時30分再開

○議長（磯貝正隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより採決いたします。

議案第40号 財産の取得について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 市道路線の認定について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 平成25年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 財産の無償譲渡について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 権利の放棄について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立多数であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 高浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立多数であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立多数であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 平成26年度高浜市一般会計補正予算（第2回）について、各常任委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第51号 平成26年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第52号 平成26年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第53号 平成26年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第54号 平成26年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第55号 平成26年度高浜市一般会計補正予算（第3回）について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。
次に、認定第1号 平成25年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立多数であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。
次に、認定第2号 平成25年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立多数であります。よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。
次に、認定第3号 平成25年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、認定第3号は原案のとおり認定されました。
次に、認定第4号 平成25年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立多数であります。よって、認定第4号は原案のとおり認定されました。
次に、認定第5号 平成25年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、認定第5号は原案のとおり認定されました。
次に、認定第6号 平成25年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立多数であります。よって、認定第6号は原案のとおり認定されました。
次に、認定第7号 平成25年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立多数であります。よって、認定第7号は原案のとおり認定されました。
次に、認定第8号 平成25年度高浜市水道事業会計決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立多数であります。よって、認定第8号は原案のとおり認定されました。
次に、陳情第4号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、陳情第4号は採択とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

陳情第5号及び陳情第6号の審査の過程におきまして、趣旨採択という御意見がございましたので、採決に当たりまして、趣旨採択を入れて採決をしていきたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

1番、長谷川広昌議員。

○1番（長谷川広昌） 陳情第7号につきましても、趣旨採択を入れて採決していただくようお願い

願いをいたします。

○議長（磯貝正隆） ただいま陳情第7号についても趣旨採択という御意見がありました。採決に当たりまして、陳情第7号についても趣旨採択を入れて採決していきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 御異議なしと認めます。よって、陳情第5号から陳情第7号の採決に当たり、趣旨採択を入れて採決をしていきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、陳情第5号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は趣旨採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立少数であります。

趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立多数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○議長（磯貝正隆） よって、陳情第5号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第6号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は趣旨採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立少数であります。

趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立多数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○議長（磯貝正隆） よって、陳情第6号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第7号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立少数であります。

趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立多数であります。よって、陳情第7号は不採択とすることに決定いたしました。

○議長（磯貝正隆） 日程第3 公共施設あり方検討特別委員会の報告についてを議題とし、公共施設あり方検討特別委員長の報告を求めます。

公共施設あり方検討特別委員長、北川広人議員。

9番、北川広人議員。

[公共施設あり方検討特別委員長 北川広人 登壇]

○公共施設あり方検討特別委員長（北川広人） 議長のお許しをいただきましたので、公共施設あり方検討特別委員会の御報告をさせていただきます。

この委員会の報告につきましては、委員会設置の経緯と本定例会までの6回の委員会における報告事項及び確認事項についても重ねて御報告をさせていただきます。

まず、当委員会が設置された経緯であります。平成26年5月15日の議会運営委員会において設置に関する提案がなされ、5月30日の各派会議において全会一致で設置が決定されました。6月25日の6月定例会最終日において、議会として真に必要とされる公共施設の再生を目指し、審査・調査・研究することを目的とする正副議長を除く全議員をもって構成する公共施設あり方検討特別委員会を設置し、閉会中においても調査・研究・検討を行い、調査・研究・検討が終了するまで継続することとしたい旨の提案説明がなされ、全会一致で可決されました。

7月4日に第1回の委員会が開催され、公共施設あり方検討特別委員会申し合わせ事項について議論され、決定されました。

その内容につきましては、1、公共施設あり方計画の考え方は、主に施設の複合化・機能移転・大規模改修といった視点での取りまとめ、単に公共施設の数を減らすというのではなく、サービスを提供する場として公共施設があるという理念のもと、今後40年間、必要な行政サービスを安定的に継続して提供していくための計画であるとする。

2、計画の構成は、公共施設マネジメント基本方針、公共施設改善編、公共施設保全編の3つで構成される。

3、付託案件は、原則として公共施設あり方に関する議案で、当初予算、決算を除くものとする。公共施設あり方に関する陳情・請願とする。また、付託については、正副議長、常任委員会委員長、公共施設あり方検討特別委員長にて協議し、調整する。

4、会議の開催日は議会運営委員会で調整し、今後の定例会日程に入れるとともに、随時開催とする。

5、会議の進め方としては、当局からの報告及び連絡事項、協議事項、審議事項として進める。以上のように確認をされました。

次に、報告事項において、市庁舎あり方公募事業支援業務委託作業スケジュール、高浜市本庁舎整備事業者選定委員会要綱、現地見学会参加企業一覧、高浜市本庁舎整備事業実施方針に係る意見、高浜市本庁舎整備事業実施方針に係る質問及び回答についての報告がありました。

協議事項としては、公共施設あり方計画（案）について、本庁舎整備事業についての質疑を受け、答弁をいただきました。

審査事項はございませんでした。

次に、7月22日開催の第2回委員会の御報告をさせていただきます。

当局からは、公共施設あり方計画（案）の説明会に関する事、庁舎整備に係る募集要項、要求水準書、審査基準書、様式集、基本協定書のたたき台についての資料配付と今後のスケジュールの報告がありました。

協議事項については、公共施設あり方計画（案）についてと市庁舎整備事業についての質疑を受け、答弁をいただきました。

市庁舎整備事業に係る議会フロアのあり方についての議論をし、7月中までに議会フロアのあり方について取りまとめ、議長を通じて当局にお願いをしていくこととなりました。

審査事項はございませんでした。

次に、7月28日に開催の第3回委員会の報告をさせていただきます。

当局からは報告はありませんでした。

協議事項については、市庁舎整備事業、募集要項等についての質疑を受け、答弁をいただきました。また、8月4日の行政連絡会後に開催される町内会長さんたちに対する説明会に議員も出席をさせていただけるよう要望させていただきました。

市庁舎に係る議会フロアのあり方については、議場は多目的に利用可とする。委員会室は特別に設けない。議員控室に議員執務スペースを設ける。議場には国旗・市旗の常設をする等の意見が出されました。

審査事項はございませんでした。

次に、8月5日に開催の第4回委員会の御報告をさせていただきます。

当局からは、庁舎整備に係る募集要項等について変更点の説明を含め、報告がございました。

協議事項については、市庁舎整備事業、募集要項等について質疑があり、答弁をいただきました。

市庁舎整備事業に係る議会フロアのあり方については、要望書として議会からは提出はしない。

市長以下の執行部の皆さんが委員会に出席をしていただいていることを踏まえ、ここでの議員及び議会からの意見を酌み取っていただき、実施事業者にお伝えいただくということになりました。

また、8月11日に市庁舎整備に係る募集要項等の確定版については議員全員に配付していただくよう要望させていただきました。

審査事項はございませんでした。

次に、8月28日の開催の第5回委員会についての御報告をさせていただきます。

当局より、8月11日に公表された市庁舎整備事業に係る募集要項等についての前回からの変更点の説明、報告を受けました。また、新庁舎といきいき広場との連携説明会の実施結果、高浜市公共施設あり方計画（案）に対するパブリックコメントの実施結果、高浜市公共施設あり方計画（案）説明会におけるパワーポイント資料の変更についての説明、報告を受けました。

協議事項については、市庁舎整備事業、募集要項についての質疑があり、当局から答弁をいただきました。

審査事項はございませんでした。

また、今後の定例会における一般質問に関して、随時開催される公共施設あり方検討特別委員会が設置されたことにより、情報共有やタイムリーな答弁の引き出しができること等を加味すると、この委員会で十分な質疑と答弁を行えると考える。公共施設に関する一般質問については、この委員会でそれにかえていただくように確認がされました。

次に、9月17日に開催された第6回の委員会についての御報告をさせていただきます。

当局より、庁舎整備事業、募集要項等に係る質問及び回答について、高浜小学校建てかえに向けての検討状況について、高浜小学校建てかえに向けての推進体制について、高浜小学校建てかえに向けての今後のスケジュールについて、高浜小学校区における高浜市公共施設あり方計画（案）説明会アンケート集計結果についての説明、報告を受けました。以上の報告に対する質疑が行われ、答弁をいただきました。

協議事項はありませんでした。

審査事項もともにありませんでした。

また、今後の公共施設の整備事業には、さまざまな手法が取り入れられることが考えられる。例えば、ワークショップ等の方式に対して、議員がその委員とか顧問とかの立場でそこに入っていくことがないようにすべき。議会や議員に意見を求められるのなら、この公共施設あり方検討委員会が随時開催できるようにしてあるため、そのような場面に関しては、議員に参加を求めることを当局も議員に求めないということを確認されました。

以上が、第1回から第6回までの委員会での審査の経過の概要と確認事項であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がございますので、ごらんをいただければと思います。

以上でございます。

[公共施設あり方検討特別委員長 北川広人 降壇]

○議長（磯貝正隆） ただいまの公共施設あり方検討特別委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

○議長（磯貝正隆） 次に、日程第4 常任委員会の閉会中の継続調査申出事件の報告についてを議題とし、各委員長の報告を求めます。

総務建設委員長、柴田耕一議員。

5番、柴田耕一議員。

[総務建設委員長 柴田耕一 登壇]

○総務建設委員長（柴田耕一） 御指名をいただきましたので、総務建設委員会の閉会中の継続調査申出事件について御報告申し上げます。

去る7月9日より10日及び8月20日より21日までの4日間、石川県七尾市、富山県氷見市、埼玉県三芳町、神奈川県横浜市を視察いたしました。

7月9日、石川県七尾市では、七尾市商店街空き店舗対策事業「シャッターオープン事業」について、人が輝く交流体感都市実現のため、人づくり、経済活性化対策の取り組みについて行政視察を行いました。

七尾市は、人口減少、労働力人口減少、経済規模の縮小等、厳しい状況が予想されております。

こうした状況下、のと里山海道の無料化、能登自動車道開通、北陸新幹線金沢開業等のインフラ整備が整うことから、平成25年度から七尾市、七尾商工会議所、のと共栄信用金庫、日本政策金融公庫の4者が、ななお創業応援カルテットスキームを構築し、情報を共有連携し、創業相談、企業支援、業種支援、資金支援、フォローアップ等を3年間支援しつつ、市内5カ所の商店街の空き店舗を活用し、内装工事費、借家料、広告費、備品購入費等の対象経費に対し、補助率100%で、飲食関係200万円、その他は150万円交付する補助事業とのことでした。

平成25年度実績としては、飲食関係で3件、平成26年度は2件の申請があり、3年後の実績結果等検証する必要もあるが、今後も労働力確保、人口減抑制等のため、続けていきたい事業とのことでした。

7月10日、富山県氷見市では、防災施策・庁舎整備についての行政視察を行いました。

氷見市は、平成23年度、旧庁舎の耐震性不足と津波の浸水想定区域内、東日本大震災の教訓を踏まえ、地震や津波などの災害時に行政機能を維持し、防災拠点としての機能強化、庁舎の分散配置の解消、駐車場不足、仮庁舎の有無、道路アクセスなど、防災面の強化とサービス面の解消ができる新庁舎の整備方法を幾つかのシミュレーション等を行い、職員提案であった学校統合で使われなくなった県立高校の第1・第2体育館、平成3年・平成8年竣工の体育館を再利用する

案が選定され、耐震診断調査、整備方法の比較検討、デザインワークショップ、市民協議等を行い、約3年半の期間で新庁舎（延床面積約7,000平米）への移転を完了し、平成26年5月7日、開庁式を行い、耐震性、津波対策等の防災拠点、市民が利用しやすいワンストップ・ワンフロア、財政負担の軽減等という課題を解決し、市民に利用しやすく、わかりやすい、市民のための庁舎ができたということでありました。

8月20日、埼玉県三芳町では、財政施策「三芳町の財政白書をつくろう会」についての行政視察を行いました。

三芳町は、財政力指数が1を超える不交付団体で、豊かなまちと近隣市から言われているまちでありますけれども、現町長の選挙マニフェストで、少子高齢化、経済情勢低迷から税収は減少。一方、住民福祉、医療支援、公共施設整備等歳出が年々増加し、町財政は厳しさを増していることを多くの住民に理解していただき、行財政改革を進めたいという思いから、市民大学講座を平成23年7月から11月の間、8回開講したところ、講座最後の日、集まった町民約22名（町民20名、職員2名）のうち、約11名（町民9名、職員2名）の有志より、三芳町の財政白書をつくろう会立ち上げの申し出があり、結成されたとのことでした。

その後、月2回会議を開催し、東京都小金井市の財政白書を参考に、近隣市（富士見市、ふじみ野市、志木市、新座市）4市の約10年間分の一般会計、特別会計、企業会計の資料集め、データ作成等、有志全員で行い、それをもとにカラーグラフを多く使い、誰が見てもわかりやすく町の財政状況の事実を知っていただくことに主眼を置き、三芳町財政の理解を深めることを願って、講師の指導も得ず、町民が自主的に町民だけでわかりやすい三芳町の財政白書を約1年で完成させたとのことでした。

その白書を見て、町が印刷の費用を支出し、500部作成、図書館、公民館、歴史民俗資料館、町民等に配布、今後も二、三年ごとに作成し、三芳町の財政状況を理解していただくようしていきたいとのことでありました。

8月21日、神奈川県横浜市では、災害施策「災害時、消火栓から飲料水を」についての行政視察を行いました。

横浜市水道局では、耐震管工事を進めるとともに、おおむね半径500メートルごとに1カ所の割合で、災害時の飲料水確保のため、応急給水拠点を設置しているとのこと。

しかし、応急給水拠点は、急傾斜地等が多い市の地形などは考慮されておらず、給水拠点へのアクセスや車両による給水が難しい事態に陥ったり、体が不自由な人や高齢者等が自宅避難を余儀なくされる場合も想定されることから、耐震管が済んだ身近な場所にある消火栓を活用した飲料水確保の応急給水装置（1セット20万円程度）を導入し、自治会などに配備し、災害時の緊急給水手段、施設や車両による給水体制の補完手段として、普及、拡大に向け取り組みを進めているとのことでありました。

以上が調査の概要ですが、詳細につきましては、議会事務局に資料が提出されていますので、御参照いただきますようお願い申し上げます、報告といたします。

〔総務建設委員長 柴田耕一 降壇〕

○議長（磯貝正隆） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、柳沢英希議員。

3番、柳沢英希議員。

〔福祉文教委員長 柳沢英希 登壇〕

○福祉文教委員長（柳沢英希） 御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の閉会中の継続調査申出事件について御報告申し上げます。

去る7月16日より18日までの3日間、福岡県大牟田市、佐賀県武雄市、兵庫県尼崎市を視察いたしましたので、その概要を御報告させていただきます。

16日は、大牟田市駛馬地区公民館において、安心して徘徊できるまちづくりへの取り組みについて、はやめ南人情ネットワークの方々より研修をさせていただきました。向こう三軒両隣作戦、高齢化率36.5%と高いこのまちから絶対に孤独死を出さないという強い思いから、地域の方々の強いつながりを構築し、課題の抽出から解決へと取り組んでみえました。住んでいる地域の方々とのふだんからのつながりと子供たちも含め認知症への正しい理解への取り組みが、このような年をとっても住みよいまちづくりが可能であると感じました。高浜市でも認知症サポーター育成が行われておりますが、何が大切なのか今後の参考に大いに役立ちました。

システムといたしましては、認知症の方が徘徊してもすぐに対応できるよう、市や警察ほか14の団体や住民によって構成され、ファクスやメールを活用し、連絡システムを構築しております。現在では、市主催の徘徊模擬訓練では2,000人以上の住民が参加しているというものでありました。

翌17日は、武雄市の取り組む民間に運営を委託した図書館を視察いたしました。当日は、お忙しい中、職員の方を初め樋渡市長にも説明に来ていただいております。

この図書館は、市長の熱い気持ちによって進められたものであり、カルチャア・コンビニエンス・クラブを指定管理者にしたことで、公営図書館にないツタヤレンタルや販売、新書も読めるスペースを兼ね備えており、スターバックスコーヒーまでもが併設されており、何より気楽に入れる雰囲気をつくり出しておりました。また、市内各所に貸出図書の回収ボックスを設置しており、利用者の方に伺うと、以前よりも利用する頻度がふえたということでした。

他地域や他県からの利用者の方も多く、ヒト・モノ・カネといった外から武雄市にもっと多くの方々に来ていただき、利用していただきたいという観光産業への取り組みの一つでもあり、高浜市の今後の公共施設のあり方、活用の仕方等の1つ参考になったというふうに感じております。

午後は、同じ武雄市でモデルとして取り組まれている官民一体型事業の行われている小学校の

話を伺いに武雄市役所へ参りました。武雄市が行っている官民一体型の小学校とは、今までの学校の教材はそのまま使用し、はなまる学習塾という民間の行っている反転授業、事前に家庭で学習し、学校ではクラス全体で問題解決に当たるというタブレット端末等の利用を生かした学習の仕方を取り入れ、従来の詰め込み型から、子供たちに学ぶことの楽しさを教え、子供たちの学習意欲を引き出し、自立できる大人を育てるのという目的で行われておりました。これも同市長の熱意によって進められたものでありました。

翌18日は、尼崎市にあります宅幼老所の「あゆみの家」にお伺いし、施設内と運営に至る話を聞いてまいりました。「あゆみの家」は空き家であった普通の民家をお借りしたものであり、お年寄りも子供も家庭的な雰囲気の中で生活し、互いの触れ合いを大切に作り組まれておりました。保育所としては無認可で、保育事業の赤字をデイサービスの利益で賄っている状況ではありますが、これもまたスタッフの方々の熱い思いによって進められており、今後の待機児童対策にも大きく貢献していくあり方の一つであると感じました。

以上が調査の概要であります。詳細につきましては、議会事務局に資料がございますので、御参照いただきますようお願いいたします。報告とさせていただきます。

〔福祉文教委員長 柳沢英希 降壇〕

○議長（磯貝正隆） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

ここで、9月19日に議会運営委員会が開催をされておりますので、その結果の報告を求めます。議会運営委員長、内藤皓嗣議員。

14番、内藤皓嗣議員。

〔議会運営委員長 内藤皓嗣 登壇〕

○議会運営委員長（内藤皓嗣） 御指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告を申し上げます。

9月19日に、委員全員出席のもと、議会運営委員会を開催し、意見案第7号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の取り扱いについて検討した結果、本日、日程に追加し、審議することと決定いたしました。

皆様方の御協力をお願い申し上げます。報告といたします。

〔議会運営委員長 内藤皓嗣 降壇〕

○議長（磯貝正隆） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

ただいま意見案第7号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書が追加提出され、これを受理いたしました。

この際、これを日程に追加したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 御異議なしと認めます。よって、意見案第7号を日程に追加することに決定いたしました。

○議長（磯貝正隆） 日程第5 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

14番、内藤皓嗣議員。

〔14番 内藤皓嗣 登壇〕

○14番（内藤皓嗣） 御指名をいただきましたので、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）につきまして、提案説明をさせていただきます。

なお、案文の朗読をもって説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行・問題行動を含めた、子どもたちをとりまく教育課題は依然として克服されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。

昨年度、いじめ問題への対応や特別支援教育の充実など個別の教育課題に対応するための定数改善がなされたものの、少人数学級のさらなる推進のための定数改善計画が見送られたことにより、教職員定数増も見送られた。少人数学級を行うことにより、一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれるなか、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へと復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、平成27年度の政府予算編成にあたり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月29日。高浜市議会。

以上であります。

なお、提出先につきましては、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

〔14番 内藤皓嗣 降壇〕

○議長（磯貝正隆） これより質疑に入ります。

質疑もないようでありますので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

討論もないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見案第7号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、意見案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（磯貝正隆） 以上をもって、本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。市長、挨拶。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、お疲れさまでございました。

平成26年9月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る9月2日から本日29日までの28日間にわたり、私どものほうから提案をさせていただきました同意1件、議案16件及び認定8件につきまして、全案件とも原案どおり御同意、御可決あるいは御認定を賜り、報告2件につきましてもお聞きとりを賜り、ありがとうございました。また、大変お恥ずかしいことではありますが、議案第40号の訂正につきましても円滑に進めていただき、御承認を賜りましたこと、ありがとうございました。今後こういったことのないように努めてまいります。

御審議の過程でいただきました御意見、御要望に関しましては、今後の執行の参考とさせていただきます。

議員の皆様には一層の御指導、御鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（磯貝正隆） これをもって、平成26年9月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る9月2日開会以来、本日までの28日間の長期間にわたり、議員各位には終始御熱心に御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

本日ここに、その全案件を議了いたし、閉会の運びとなりましたことに対し、厚くお礼を申し上げます、閉会の言葉といたします。

ありがとうございました。

午後2時16分閉会
